

長崎県工業技術センター共同技術開発取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、長崎県工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）が行う共同技術開発について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この取扱要領において「共同技術開発」とは、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領（以下、「産業労働部共同研究実施要領」という。）第6条2項に基づく、工業技術センターで実施する研究課題が簡易で、比較的短期間に少ない経費で履行できるものであり、特許等の発生の可能性が低く、従来業務の技術相談、設備開放及び依頼試験その他の技術支援で履行することが困難な共同研究のうち長崎県内の中小企業（個人事業主を含む。）と行う共同研究業務をいう。それ以外の共同研究は、産業労働部共同研究実施要領に従うものとする。

（申請）

第3条 共同技術開発を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、工業技術センター所長（以下「所長」という。）に共同技術開発申請書（様式1）を提出するものとする。

（承諾）

第4条 所長は共同技術開発の必要性や効果等を勘案し、前条の申請が適当と認めたときは、共同技術開発承諾書（様式2）によりこれを承諾し誠実に履行するものとする。

（消耗資材の提供）

第5条 共同技術開発に要する消耗資材は、申請者が提供するものとする。

（報告書）

第6条 共同技術開発が終了したときは、申請者は速やかに、共同技術開発終了報告書（様式3）を所長に提出するものとする。

（秘密の保持）

第7条 工業技術センター及び申請者は事前の文書による了解を得ない限り、共同技術開発を実施するにあたり相手方から知得した情報を秘密として取り扱い、第三者に漏洩してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）既に公知の情報であるもの
- （2）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- （3）相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- （4）相手方から知り得た情報（前各号に該当するものを除く。）によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- （5）法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられるもの

2 前項に係る秘密を保持する期間については、共同技術開発終了後、原則3年間とし、必要に応じ、別途定めることができるものとする。

（その他）

第8条 難易度、実施期間、経費、特許等の発生など、共同技術開発で取り扱う範囲を超えることが

想定されるときは共同技術開発を終了し、産業労働部共同研究実施要領に基づき所定の手続きを行うものとする。

- 附 則 この取扱要領は、平成2年6月1日から施行する。
- この取扱要領は、平成22年8月20日から施行する。
- この取扱要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この取扱要領は、令和元年6月1日から施行する。
- この取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。